# <sup>(令和6年度入所用)</sup> 令和6年度 重要事項説明書

(令和6年2月1日現在)

### □ 1 設置運営主体

|       | , ===            |  |  |  |  |
|-------|------------------|--|--|--|--|
| 名 称   | 社会福祉法人のぞみ        |  |  |  |  |
| 所在地   | 登米市迫町北方字三方島西22-2 |  |  |  |  |
| 代表者氏名 | 理事長 佐藤 節郎        |  |  |  |  |
| 電話番号  | 0220-22-1108     |  |  |  |  |

## □ 2 利用施設

| 名称        | <sub>小規模保育園</sub> プアマナ園 (白鳥)  | ホームページ    |
|-----------|---|-----------|
| 所在地       | 登米市南方町峯90-2   | 450K 4418 |
| 電話番号      | 0220-58-3757  |           |
| メールアドレス   | siratorihoikuen1995@nozomi-siratori.or.jp   | 回為緊急      |
| 事業認可年月日   | 平成 29 年 4 月 1 日 (開設年月日:平成 29 年 4 月 1  | 目)        |
| 施設長氏名     | 園長 佐藤 千春  |           |
| 利用定員      | 0歳児 5名 1歳児 4名 2歳児 3名 計  | 12名       |
| 実施する保育事業  | 小規模保育事業所 延長保育 子育て支援事業 スマイルキッズ   |           |
| 職員研修の実施状況 | 職種・経験に基づき、内部研修(年4回)の実施と、外部研修を受講しています。   |           |
| 嘱託医       | (内科医)笹原 政美(ささはら総合診療科)(歯科医)布施 孝尚(布施歯科)   |           |
| 連携施設      | 白鳥こども園(南方町10220-58-2681)<br>白鳥ゆめっ子園(迫町10220-22-1108)<br>プアマナ園(水の里)(迫町10220-23-9821)<br>白鳥水の里こども園(迫町10220-23-9821) |           |

## □ 3 施設の概要

|       | <b>N.女</b>                    |                          |
|-------|-------------------------------|--------------------------|
| 敷地    | 1444. 1 m²                    |                          |
| 建物    | 木造 2階建                        | (延床面積 491.89 m²)         |
|       | ・乳児室 1室 21.53㎡ ・              | ・調理室 1室 24.84㎡           |
| 佐乳の中容 | ・保育室 2室 59.62㎡ ·              | ・医務室 7.45 m <sup>2</sup> |
| 施設の内容 | ・遊戯室(ホール) 1室 74.53㎡ ・         | ・幼児用トイレ 8基               |
|       | ・多目的室 1室 39.23 m <sup>2</sup> |                          |
| 設備の内容 | ・暖房・檜の床・                      | ・プール(屋外設置型)              |
| 設備の内谷 | ・冷房(保育室等のみ)                   | ・OMソーラー                  |
| 庭     | ・園庭 943.11 m²                 |                          |

#### □ 4 保護者の負担

| 保育料      | 保育料(利用者負担額)は登米市が決定します。<br>※市外の方が利用する場合は、居住地の決定額となります。<br>※毎月期限日までに、集金袋にて直接当施設職員室担当者へ<br>納入していただきます。 |                                    |  |  |
|----------|---|------------------------------------|--|--|
|          | 希望者   | ・絵本代(こどものとも) 月額440円~               |  |  |
| 実費徴収負担額  | 紛失・破損時  | ・カラー帽子1,000円 ・連絡帳300円 ・バスケット1,000円 |  |  |
| 大貝以认真正识  | 3号認定児   | ・特別活動費1,000円/月                     |  |  |
|          | ※毎月期限日までに、集金袋にて直接当施設職員室担当者へ納入していただきます。  |                                    |  |  |
| 上乗せ徴収負担額 | なし  |                                    |  |  |
|          | 無料 (登米市延  | 長保育事業実施要綱第7条の規定による)                |  |  |
| 延長保育料    | ※利用時間を超えた場合、預かり料金を徴収いたします。  |                                    |  |  |

#### □ 5 給食の提供

| 給食の方針                | 子どもの味覚や体をつくる食事も成長に欠かすことのできないものの一つと考え<br>食材は努めて国産無農薬のものを使用しています。一日の栄養バランスを考えた<br>独自の献立内容で、毎日手作りでおいしいおやつも提供しています。 |  |
|----------------------|---|--|
| アレルギー等への<br>対応       | アレルギー食物の除去については、主治医診断書に基づき実施します。<br>但し、対応が著しく困難な場合は、給食の提供ができないことがあります。  |  |
| <b>Ф. н. Ф. ти Ф</b> | ・調理および給食に携わる者は、全員、毎月検便を行っています。  |  |
| 衛生管理等<br>            | ・調理室及び出入り口の衛生管理・毎日の掃除・消毒等を行っています。   |  |

#### □ 6 健康診断等

| 健康診断             | 年2回(4月・11月)、嘱託医による健診を行います。       |
|------------------|----------------------------------|
| [连/ <b>求</b> i ) | 結果については児童票(成長記録票)へ記録し、連絡帳へ記載します。 |
| ± / 1 × 10 / ±   | 毎月1回、身長・体重の測定を行います。              |
| 身体測定<br>         | 結果については児童票(成長記録票)へ記録し、連絡帳へ記載します。 |

## □ 7 利用施設と保護者の連絡

- (1) 園児の保育中の状況や、家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。 0.1.2歳児は園での体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、 排便状況などお子さんの様子を記載いたします。ご家庭での様子もご記載ください。
- (2) 毎月1回、園だより、クラスだより、給食だより、献立表を発行します。月の行事や連絡事項などをお知らせします。

#### □ 8 利用に際し留意していただきたいこと

| くし田心 していたことにいてし   |
|---|
| 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。  |
| 平熱から1度以上高い場合は、登園を控えてください。   |
| 保育中に38.0度以上(目安)発熱した場合は、降園のご連絡をいたします。  |
| 麻疹(はしか)、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎、インフルエンザ、コロナウイルスなど感染症にかかった場合は医師の指示のもと、登園停止期間を経過してから登園させてください。 |
| 医療行為に当たるため、原則行えません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、   |
| 医師の指示に基づき対応することができます。この際「与薬依頼票」の提出が   |
| 必要となりますので、詳しくは保育のしおりをご覧ください。  |
| 午前9時までに、必ずご連絡ください。  |
| 十削を呼よくに、必りに連絡くたです。  |
| 降園予定時刻から大幅に遅れる場合はご連絡ください。   |
| 発生状況や状態をお知らせください。   |
|   |

#### □ 9 利用の終了に関する事項

|                      | ・児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める保育を必要と |  |  |  |
|----------------------|--------------------------------------|--|--|--|
|                      | する事由に該当しなくなったとき                      |  |  |  |
| 右記の場合は、教育・保育の提供を終了しま | 保護者またはその関係者による、当園、当園職員に対しての威圧的、暴力的な  |  |  |  |
| 休月の提供を終了しま           | 態度、言動、良好な関係構築が難しいと考えられる状況が続いたとき      |  |  |  |
|                      | ・保育料、その他利用料等の未納期間が2ヶ月を超えたとき          |  |  |  |
|                      | ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき        |  |  |  |

#### □ 10 緊急時の対応

- (1) 教育・保育中に、ケガや容体の急変などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先順に連絡をし、主治医あるいは嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合、また早急な対応が必要な場合は児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

| 嘱託医  | 氏名 笹原 政美 医院 ささはら総合診療科 |                 |
|------|-----------------------|-----------------|
| %高记区 | 所在地 登米市迫町佐沼字江合一丁目8番8  | 電話 0220-21-5660 |
| 救急隊  | 管轄消防署名 登米市消防署 西出張所    | 119番通報          |
|      | 所在地 登米市南方町堤田23番地1     | 電話 0220-58-2119 |
| 警察署  | 管轄警察署名 東郷駐在所          | 110番通報          |
| 言分有  | 所在地 登米市南方町瀬ノ淵58-5番地   | 電話 0220-58-2110 |

## 口 11 非常災害時の対策

| 非常時の対応 | 別途定めている「緊急時対応マニュアル」により対応します。    |                |  |  |  |
|--------|---------------------------------|----------------|--|--|--|
| 避難訓練   | 火災・地震・竜巻・台風等を想定した避難訓練を、毎月実施します。 |                |  |  |  |
| 避難場所   | ・第1避難場所 峯公民館                    | · 第2避難場所 東郷小学校 |  |  |  |

## □ 12 児童の環境を守るための対応

家庭内において、DVや虐待などの恐れがあると感じられた際は、保護者の方に許可を取らず当施設より 市や県の関係機関へ通報することがありますので、あらかじめご了承願います。

#### □ 13 保育内容に関する相談・苦情

|            |     | <u>,                                    </u> |              |    |              |
|------------|-----|--|--------------|----|--------------|
|            | 氏名  | 佐藤   | 千春(園長)       |    |              |
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名  | 小岩   | 理佳(主任保育士)    |    |              |
|            | 面接、 | 電話、  | 書面などで受け付けます。 |    |              |
|            | 氏名  | 津藤   | まきこ          | 電話 | 0220-58-3162 |
| 第三者委員      | 氏名  | 真山   | 民子           | 電話 | 0220-22-4555 |
|            | 氏名  | 宮澤   | 晴子           | 電話 | 0220-44-3549 |

#### □ 14 賠償責任保険の加入

| 保険会社     | 東京海上日動火災保険株式会社 | 日本スポーツ振興センター |
|----------|----------------|--------------|
| 保険の種類・金額 | 園児団体傷害保険       | 災害共済(学校保険)   |

#### □ 15 個人情報の取扱い

保育を提供する上で知り得た児童、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的の場合を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

・園児の保育、健康、安全管理

・法令に基づく要請

- ・保育提供について他の機関との連携
- ・個人を特定しない統計データ活用
- ・未納額の請求、徴収

#### □ 16 重要事項に対する同意

本書の内容及び保育のしおり等、個別の施設利用内容に対して同意をいただくことで、当施設を利用していただけます。別紙の施設利用同意書に記入のうえ、施設へ提出してください。